き

# 基になる情報

令和7年 10 月号

定期的に、大町労働基準監督署から旬の情報をお届けします。

大町労働基準監督署

◎：監督係からのお知らせ

## 長野県最低賃金　時間額 1,061 円　10 月 3 日発効

### ～ 22 年連続引上げ、過去最大 63 円の引上げ幅 ～

長野県最低賃金は、長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

月給制や日給制の場合も、時間額に換算して最低賃金額以上を支払っているか確認が必要です。

最低賃金との比較計算に当たっては、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、所定外労働に対する手当、深夜割増賃金、賞与は含みません。

例）月給制の場合（月 21～22 日出勤、 1 日 8 時間勤務、1 か月平均所定労働時間 172 時間）

| | |
|---|---|
| 基本給 | 175,000 円 |
| 職務手当 | 5,000 円 |
| 通勤手当 | 3,000 円 |
| 残業代 | 35,000 円 |

基本給 175,000 円＋職務手当 5,000 円
――――――――――――――――――
1 か月平均所定労働時間数 172 時間

＝ 1046.51 円 ＜ 1061 円

NG！

**フルタイムで働いている人で、残業代や通勤手当などを除いて概ね月給 183,000 円未満の場合、長野県最低賃金額以上の賃金となっているか確認しましょう。**

※特定（産業別）最低賃金の適用を受ける事業場は、今後、特定最低賃金額が改定されるまでの間、長野県最低賃金：時間額 1,061 円が適用されますので、ご注意ください。

## ●最低賃金引上げに関する支援策のご紹介

＜キャリアアップ助成金＞

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 賃金規定等改定コース | 有期雇用労働者等の基本給の**賃金規定等を３%以上増額改定し**、その規定を適用させた場合（1人当たり） | 3%以上4%未満 | 4万円 | 2.6万円 |
| | | 4%以上5%未満 | 5万円 | 3.3万円 |
| | | 5%以上6%未満 | 6.5万円 | 4.3万円 |
| | | 6%以上 | 7万円 | 4.6万円 |
| | | ※「職務評価」の手法の活用により増額改定を実施した場合に加算　1事業所当たり20万円（大企業の場合、15万円）<br>※ 有期雇用労働者等の昇給制度を新たに設けた場合に加算　1事業所当たり20万円（大企業の場合、15万円） | | |

＜業務改善助成金＞

| 事業場内最低賃金を引き上げ、<u>設備投資等を行った</u>中小企業に、その費用の一部を助成します。なお、<u>中小企業で働く労働者の賃金引上げのための</u>生産性向上の取組が支援対象。 | 賃上げコース区分 | 助成上限額 |
|---|---|---|
| | 30 円コース | 30 万円～130 万円 |
| | 45 円コース | 45 万円～180 万円 |
| | 60 円コース | 60 万円～300 万円 |
| | 90 円コース | 90 万円～600 万円 |

◎：安衛係からのお知らせ

# フォークリフトの用途外使用の疑いで書類送検！

## ～フォークリフトは正しく使いましょう！～

令和７年８月 20 日、大町労働基準監督署では、下記災害に関し、一般道路貨物運送業の事業場及び当該営業所の責任者を書類送検しました。

【災害の概要】

当該営業所において、棚に置かれた荷が崩れていたため、運転手がフォークリフトを操作し、被災者をフォークリフトのフォークに差し込んだパレットの上に乗せ、約３メートルの高さまで持ち上げて荷崩れ直し作業を行わせていたところ、被災者が墜落し、重傷を負った。

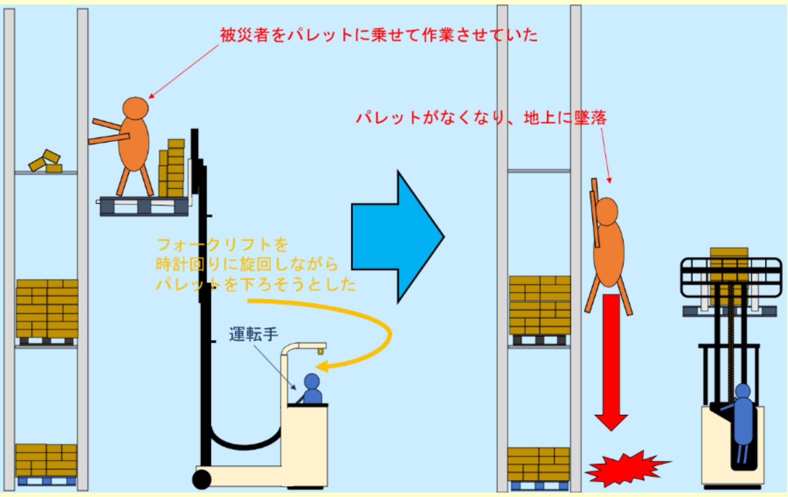


本災害の発生原因は、<u>フォークリフトのパレットに被災者を乗せて昇降させたこと</u>（フォークリフトを本来の用途と異なる用途で使用したこと：用途外使用）になります。

労働安全衛生法では、次のとおり定められています。

労働安全衛生規則第 151 条の 14

事業者は、車両系荷役運搬機械等を荷のつり上げ、労働者の昇降等当該車両系荷役運搬機械等の主たる用途以外の用途に使用してはならない。ただし、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

※「労働者に危険を及ぼすおそれのないとき」とは、フォークリフト等の転倒のおそれがない場合で、パレット等の周囲に十分な高さの手すり若しくはわく等を設け、かつ、パレット等をフォークに固定すること又は労働者に命綱を使用させること等の措置を講じたときをいうこと。

フォークリフトは、もともと人を昇降させる機械ではありません。本来の用途と違う用途で使用すると、今回のような重大な災害に繋がり、大変危険なため、法律で用途外使用が禁止されています。

<u>フォークリフトで人を昇降させるといった用途外使用は絶対にやめましょう！</u>

また、フォークリフトで作業する際は、必ず作業計画を作成し、作業指揮者を定め、作業計画に基づいて作業の指揮を行わせましょう！なお、作業計画は、作業場所の広さ・地形、フォークリフトの種類・能力、荷の種類・形状等に適応するものを定める必要があります。

フォークリフトは身近な機械ですが、災害が多い危険な機械でもあります。今一度、正しい使用方法について確認し、適正・安全な使用方法で作業させることを徹底しましょう！